

特区の動きについて

平成 31 年 3 月 22 日

特 区 担 当

国家戦略特区の最近の動き

「国家戦略特別区域会議」において、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市について、区域計画に追加される規制改革事項等が取りまとめられ、内閣総理大臣から認定を受けた（平成 30 年 12 月 17 日、平成 31 年 2 月 14 日）。

【「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項等】

◆国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

（iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例）
 →株式会社幹細胞&デバイス研究所が、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS 細胞から試験用細胞等を製造する。

◆地域農畜産物利用促進事業（農家レストラン設置に係る特例）

→株式会社タネノチカラが、兵庫県淡路市において、地域の農畜産物を活用した農家レストランを設置する。

◆国家戦略特別区域小規模保育事業（児童福祉法等の特例）

→保育の需要に応ずるため、大阪府堺市において、原則として 0 歳児から 2 歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、0 歳児から 5 歳児までの一貫した保育や、3 歳児から 5 歳児のみの保育等を行う。

◆革新的な医薬品の開発迅速化

→京都大学医学部附属病院において、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

【「養父市国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項】

◆地域農畜産物利用促進事業（農家レストラン設置に係る特例）

→認定を受けた事業主（個人）が、地域の農畜産物を活用した農家レストランを設置する。

関西イノベーション国際戦略総合特区の最近の動き

関西イノベーション国際戦略総合特区において、医療分野における事業者の取り組みに対し、税制支援の認定を受けた。

【平成 30 年度 総合特区支援の認定状況】

◆税制支援

- ・医薬品の研究開発促進（4 事業者）
- ・先端医療技術（再生医療・細胞治療等）の早期実用化（1 事業者）